

平成27年度就学援助の申請を受け付け

お子さんが公立小・中学校に通学し、経済的理由で教育費の支出が困難と認められる世帯（収入が一定基準以下の世帯）を対象に、教育費を援助します。

◇申請 4月7日～30日（土・日・祝日を除く）に市役所学務係へ

※4月12日（日）・18日（土）は正午まで受け付けます。

※5月以降も受け付けますが、援助の開始は受け付けた月の翌月となります。

◇提出書類

*就学援助費受給申請書（市立

タクシー利用費助成、または、心身障害者自動車ガソリン費等助成を受けている方へ

請求は4月10日まで

受給はいずれか一方のみです。施設入所中の方は対象なりません。

締め切り日を過ぎると受け付けできませんのでご注意ください。

◇請求 請求書に押印のうえ、次のとおり添付し、市役所障害福祉係、あいぽつく、東部

出張所のいずれかに提出

*タクシー利用費 平成26年10月1日～27年3月31日に乗車した領収書

*ガソリン費 平成27年1月1日～3月31日に自動車に給油した領収書

☆詳しくは、障害福祉係へ。



小・中学校の新入生及び在校生は学校を通じて配布／学務係にもあり／市ホームページからダウンロードも可

*家賃月額が分かるもの

*振り込み先の口座が確認できるもの

*同居している家族全員の平成26年1月～12月の収入を証明するもの

☆詳しくは、学務係へ。



献血にご協力を

一人ひとりの愛が、大切な生命を守ります。皆さんのご協力をお願いします。

◇日時 3月27日（金）の午前10時～11時45分、午後1時～4時

◇場所 市役所北側出入口前

◇対象

*16～64歳の方

*65～69歳の方（60～64歳で献血したことのある方のみ）

☆詳しくは、健康係（あいぽつく内）☎5445126へ。

市民交流センター

3階会議室の利用を一時休止

次のとおり利用を休止します。

◇期間 7月1日（水）～8月31日（月）

☆詳しくは、市民活動推進係へ。

自治会に加入しませんか

◎近所で支え合うまちに

自治会は、安全・安心で住みよい地域社会をつくるための住民による自主的な組織です。親睦・交流、防犯・防災、環境美化などを通じ、近所ですなごり支え合う、顔の見えるまちを目指しています。

同じ地域に住む人々が互いに近くで助け合う「ごきんじょ（互近助）」が広がれば、万が一災害が起きたときも助け合うことができます。ぜひ自治会に加入してください。一緒に元気あふれる地域をつくりましょう。

お住まいの区域の自治会が分からない方は、市役所市民活動推進係へ問い合わせてください。



◎4月から特典制度を開始

加入世帯に、上の「自治会会員証」を配布します。協力店で提示すると、割引引きなどの特典を受けることができます。協力店や特典は、カードと一緒に配布する一覧または自治会連合会のホームページ <http://www.akishima-jichiren.jp/> をご覧ください。

☆詳しくは、自治会連合会事務局（市役所市民活動推進係内）へ。

4月1日から指定金融機関がかわります

市の公金の出納事務を取り扱う昭島市指定金融機関が、多摩信用金庫から西武信用金庫にかわります。

〈会計係〉